



2009年5月11日

関係各位

上場会社名	ローム株式会社
代表者名	取締役社長 佐藤 研一郎
コード番号	6963
問合せ先	広報 IR 室長 野里 浩平
電話番号	(075)311 - 2121
FAX番号	(075)311 - 0358

### 「当社株式の大量買付けに関する適正ルール(買収防衛策)」の 廃止に関するお知らせ

当社は、2006年5月11日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付けに関する適正ルール(買収防衛策)」(以下、「適正ルール」といいます。)の導入を決定いたしました。適正ルールにおいては、その施行日から3年を経過する日までに、当社取締役会が、その時点における状況に照らし、適正ルールの見直し検討を行うものと規定されております(適正ルール第6項(2)に定めた見直し検討条項)。

当社は、同規定に従い、本日開催の取締役会においてその見直し検討を行った結果、本日付で適正ルールを廃止することを決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

当社取締役会は、当社に対して買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断について、当社株主が、十分な情報に基づき相当な検討期間をかけて適正な判断ができること(インフォームド・ジャッジメント)、かつ、かかるインフォームド・ジャッジメントが、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きに基づき行えるようにすることを目的として、適正ルールの導入を2006年5月11日開催の取締役会において決定しました。

この間、当社は当社の企業目的である「つねに品質を第一とし、いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、文化の進歩向上に貢献する」ことに全力を尽くすことこそ、株主・従業員・取引先・地域社会など当社のステークホルダーの皆様への利益貢献につながると考え、かかる理念のもと、付加価値の高いシステム LSI や光関連デバイス等を柱として、世界市場をリードする製品の開発を進めるとともに、独自の生産技術を駆使することによるコスト競争力の強化等に努め、企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでまいりました。

さらに、このような持続的成長に向けて不断の努力を尽くすことに加え、2007年4月20日には新たな株主還元方針として、「2010年3月期までの各年度において、連結フリーキャッシュフローの100%を下回らない額を、配当及び自己株式の取得を通じて株主の皆様へ還元すること」を決定し、株主還元にも積極的に取り組んでまいりました。

一方、適正ルールを導入後、改正された金融商品取引法により、経営関与に向けた重大提案行為等を目的とした株式取得には特例報告制度の適用が認められず「大量保有報告書」提出(5営業日以内)が義務付けられ、公開買付けが開始された場合には発行会社による「買付期間延長請求」、「質問権行使」が可能になる等、当社株主によるインフォームド・ジャッジメントに必要な情報と時間の確保に向け、一定程度、制度上の進展がみられることとなりました。また、米国サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融不安は実体経済にも多大な悪影響を及ぼし、景況感も悪化の一途をたどっている結果、当社を取り巻く経営環境は、適正ルールを導入した当時とは大きく変化しており、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なう可能性のある濫用的買収の脅威も相対的に低くなっていると理解しております。

このような状況を踏まえ、当社は、付加価値の高い新商品の開発及び経営環境の変化に適応したコスト削減策の継続実施等を通じた持続的成長、株主の皆様への利益還元策の着実な実施等により、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に努めることこそが、現状で当社が最優先で行うべきことであるとの決意を新たにし、本年をもって施行日から3年が経過する適正ルールの取扱いについて慎重に協議を重ねた結果、適正ルールを廃止することを決定いたしました。

なお、今後、適正ルールと同等のルール(いわゆる買収防衛策)を再導入する場合には、原則として事前に当社株主総会に諮り、その承諾を得るものとします。ただし、当社取締役会は、当社株式の取引や移動の状況を常に把握し、当社株式を大量に取得しようとする者(買収提案者)が出現した場合、当社の社外取締役及び社外監査役並びに独立した社外専門家等の意見等を慎重に考慮のうえ、当該買収提案者の提案の評価や必要に応じて買収提案者との交渉を行うものとし、もし速やかな措置を講じなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると合理的に判断されるときには、株主の皆様から経営を負託された者の当然の責務として、会社法その他関係法令の許容する範囲内において最も適切と考えられる具体的な対抗策の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を講ずるものとします。

以上